

平 30.11.7
総 20 - 5

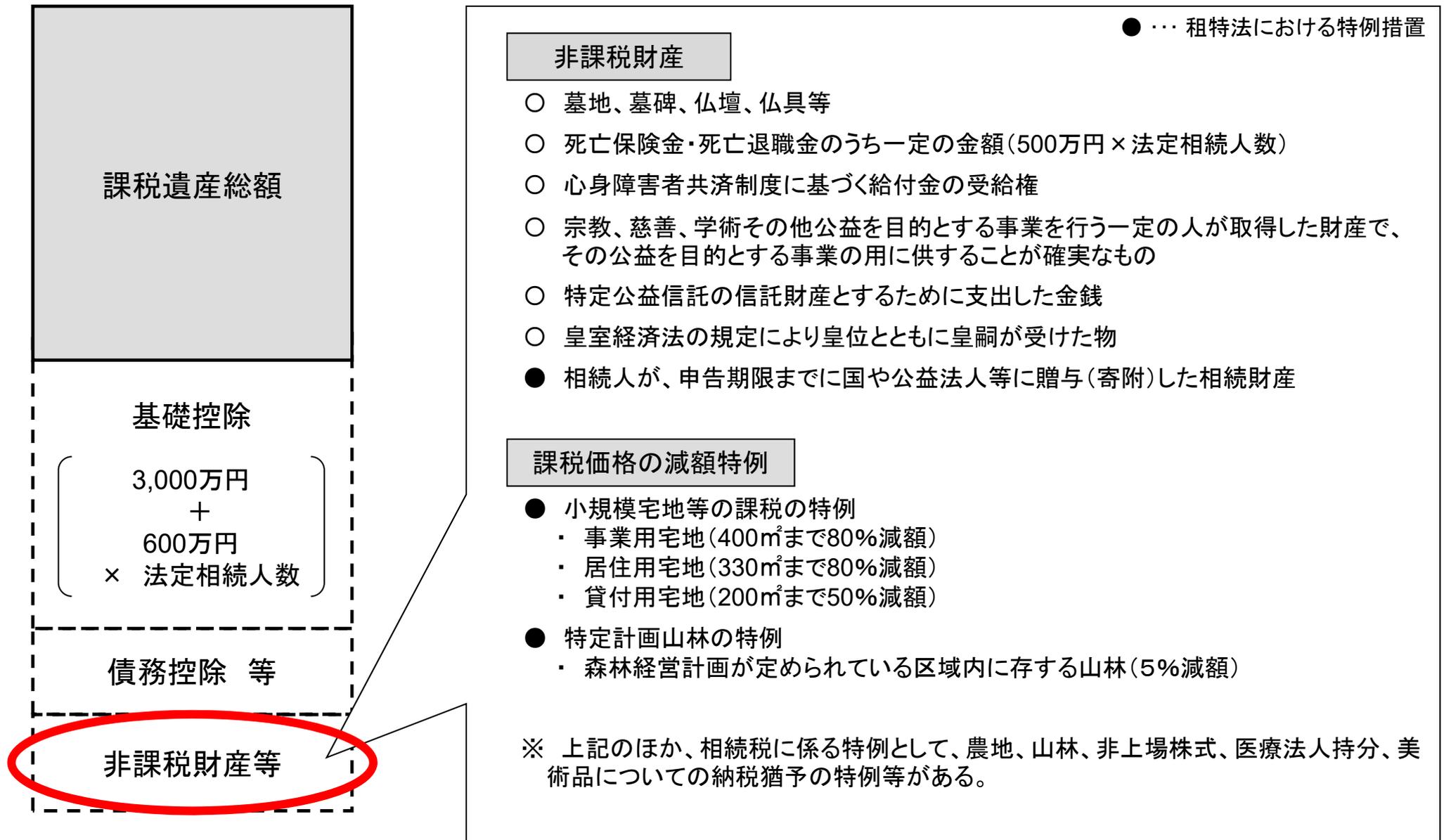
説 明 資 料

〔資産課税（相続税・贈与税）について〕

平成 30 年 11 月 7 日 (水)

財 務 省

相続税の非課税財産・課税価格の減額特例等



贈与税の非課税財産等

課税財産額

基礎控除
(110万円)

非課税財産等

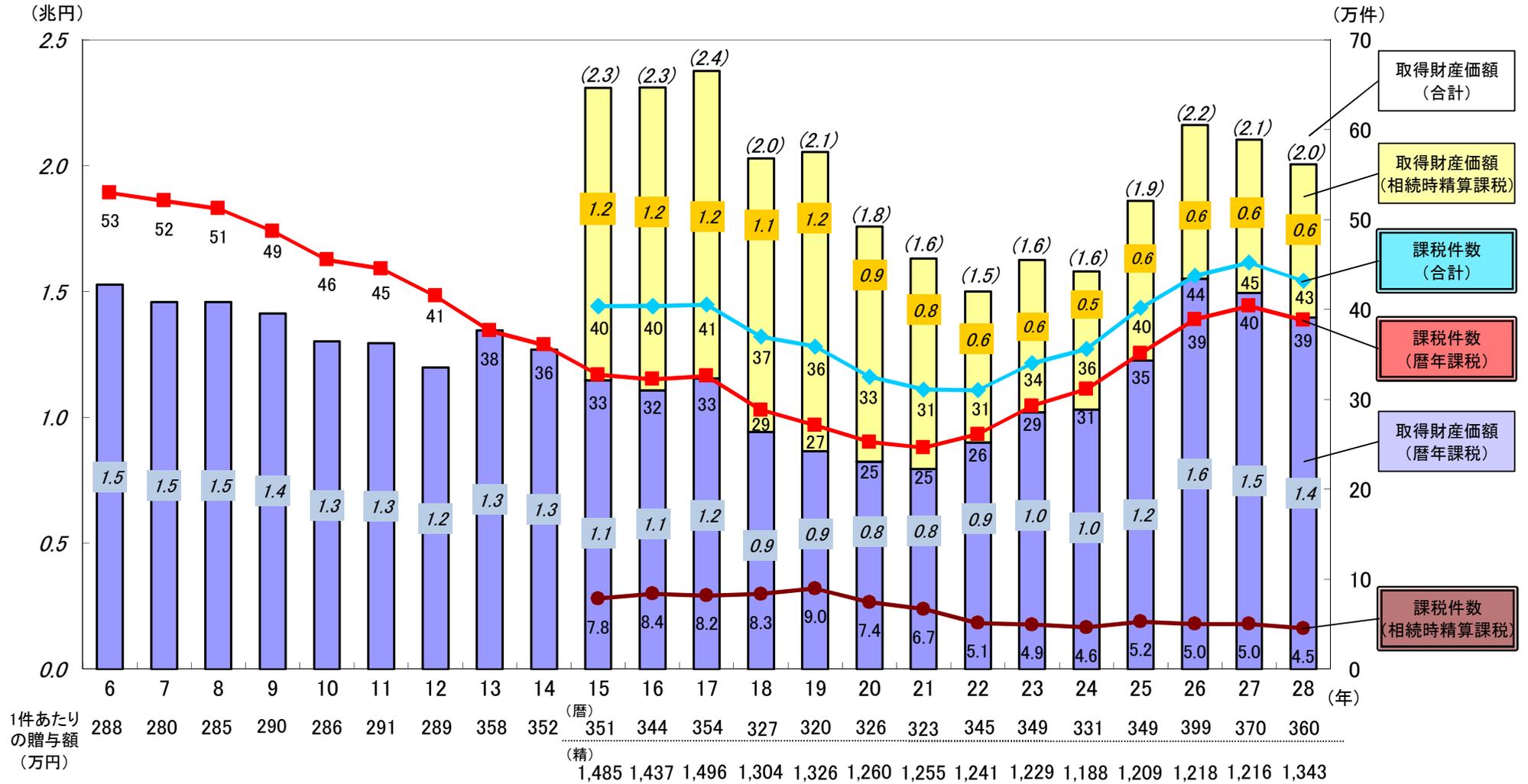
非課税財産

● … 租特法における特例措置

- 法人からの贈与により取得した財産(所得税を課税)
- 扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために贈与を受けた財産で、通常必要と認められる範囲内のもの
- 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う一定の者が贈与を受けた財産で、その公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
- 学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして指定された特定の公益信託から交付された一定の金品
- 学生や生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定の公益信託から交付された金品
- 心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権
- 国会議員等の選挙の候補者が、選挙運動に関して贈与を受けた金品などで、選挙管理委員会に報告されたもの
- 相続又は遺贈によって財産を取得した人が、その相続のあった年にその被相続人から贈与を受けた財産(配偶者控除の特例の適用を受けるものを除く)(相続税を課税)
- 社交上の香典や贈答品などで社会通念上相当と認められるもの
- 特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権で非課税の適用を受けるもの
- 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金銭
- 教育資金の非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等
- 結婚・子育て資金の非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等

※ 上記のほか、贈与税に係る特例として、農地、非上場株式、医療法人持分についての納税猶予の特例等がある。

贈与税の課税状況の推移



(備考)「国税庁統計年報書」による。なお、上記の内、(暦)は暦年課税分であり、(精)は相続時精算課税分である。

(注) 平成21～28年分には、「住宅取得等資金に係る非課税措置」により非課税とされた金額及び本特例により税額が算出されなかった者の件数は含まれていない。

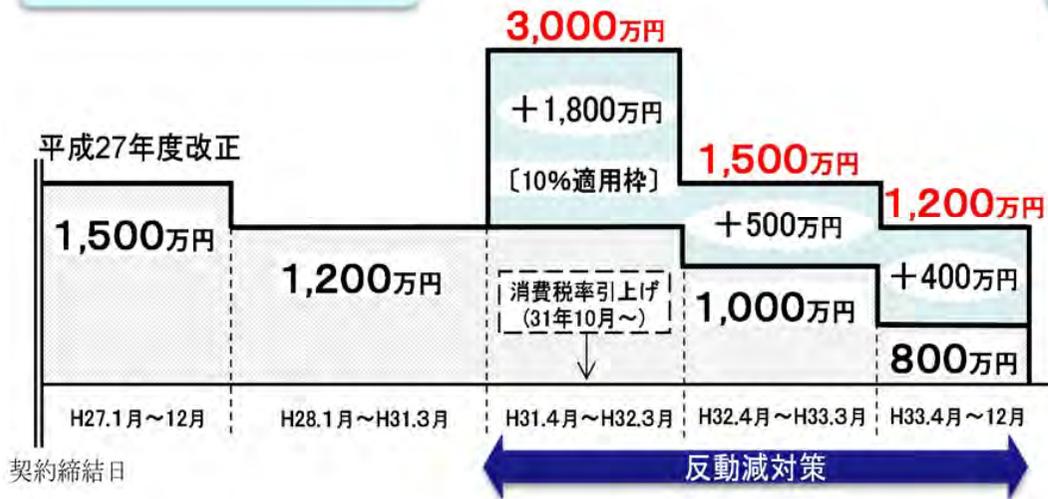
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

制度の概要

- 親・祖父母等(贈与者)が住宅取得等の資金を贈与する場合、子・孫等ごとに契約締結の時点に応じた非課税枠まで非課税とする。
- 受贈者:子・孫(20歳以上、合計所得金額2,000万円以下)
- 平成27年1月1日から平成33年12月31日までの措置(前身の同様の制度は平成21年に創設)。

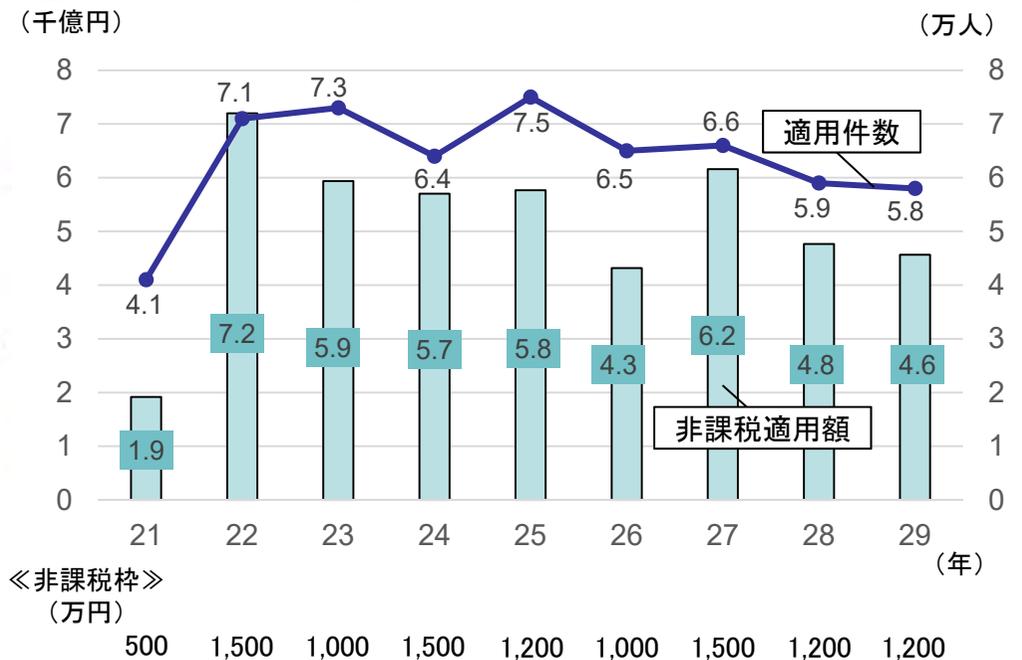


非課税枠



- (注) 1 上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠はそれぞれ500万円減。
 2 平成31年3月末までに請負契約を締結すれば、引渡ししが31年10月を過ぎても、消費税率は旧税率(8%)を適用。
 3 東日本大震災の被災者に係る非課税枠は、33年12月末まで、耐震・エコ・バリアフリー住宅:1,500万円、一般住宅:1,000万円。
 ただし、消費税率10%が適用される住宅購入者の31年4月から32年3月までの非課税枠については、耐震・エコ・バリアフリー住宅:3,000万円、一般住宅:2,500万円。
 4 床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋が対象。原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。

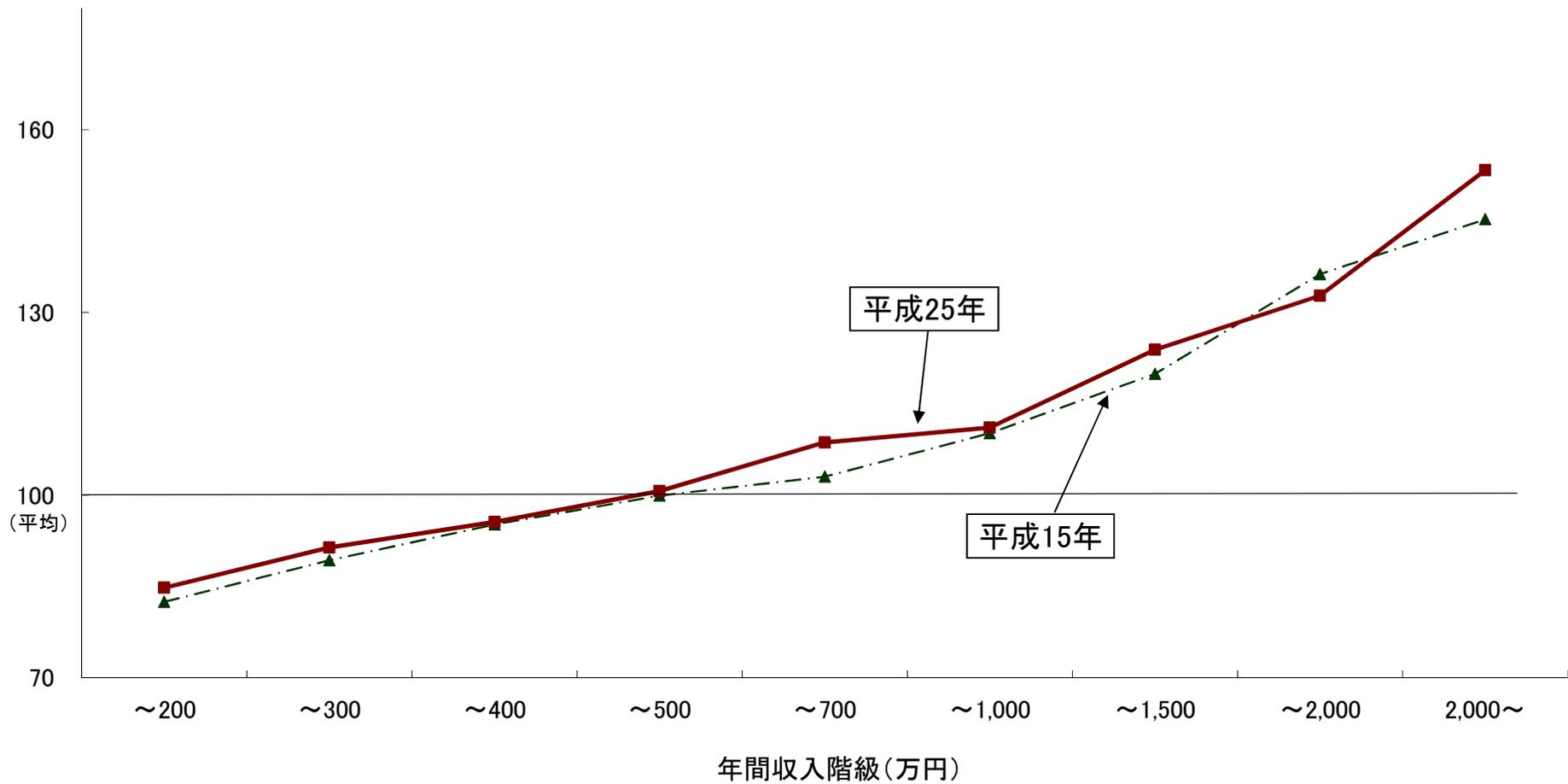
適用実績



- (注) 1 計数は、国税庁の報道発表資料により、いずれも翌年3月末日までに提出された申告書に係る計数。
 2 平成24年以降は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。

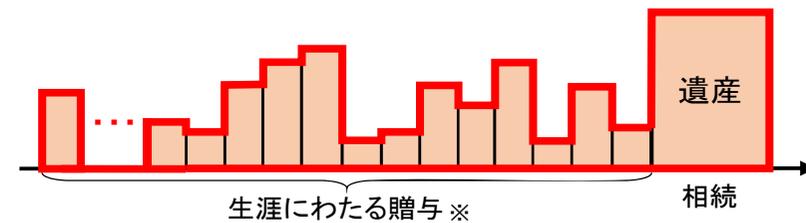
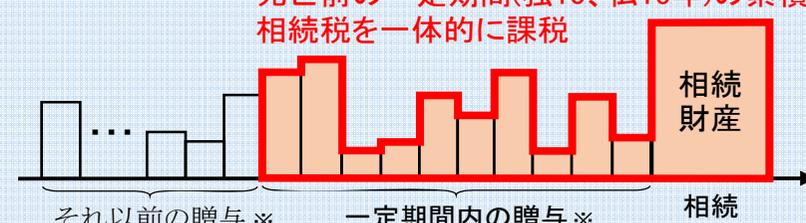
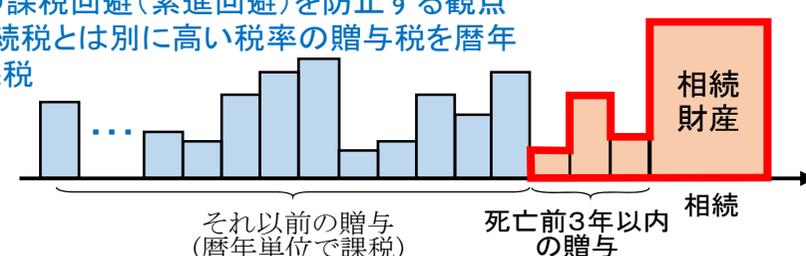
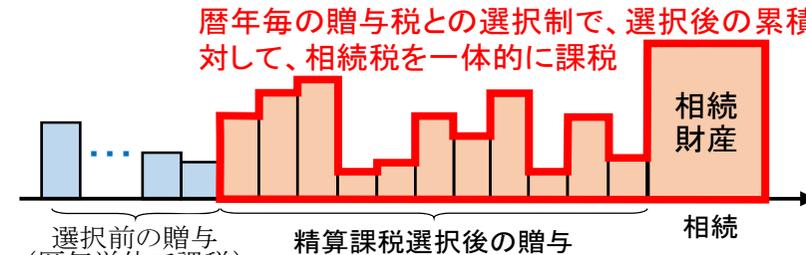
相続・贈与により取得した現住居敷地の面積と年間収入との関係
 — 取得面積の平均を100とした場合 —

○ より高額な収入階級に属する者が、より広い現住居敷地を相続により取得する傾向



(備考)国土交通省「土地基本調査」より作成

我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

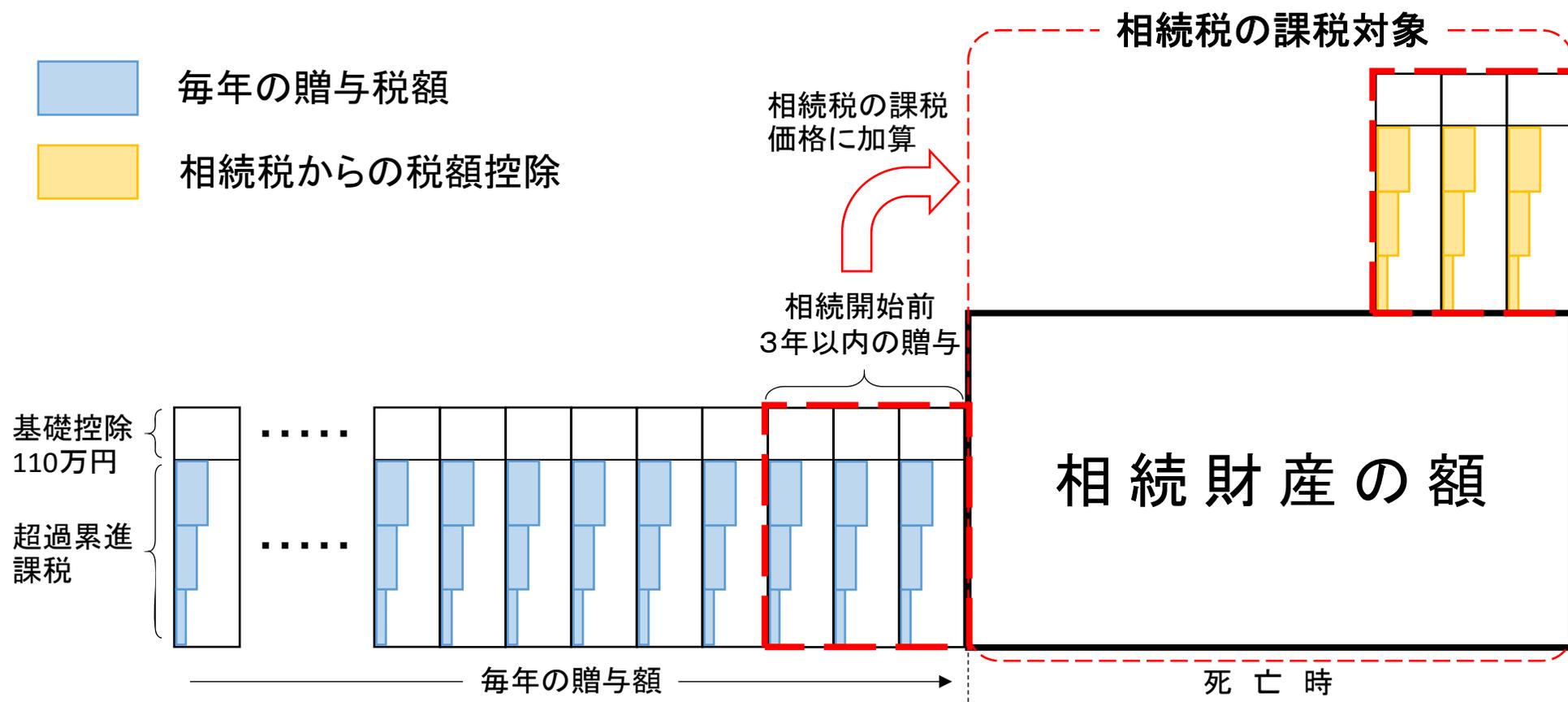
<p>米・ シヤ ウ プ 税 制</p>	<p>生涯にわたる累積贈与額と遺産額(相続財産の額)に対して、遺産税(相続税)を一体的に課税</p>  <p>○ に遺産税(相続税)を一体的に課税</p> <p>※ 死亡前に贈与があった年は、「その年までの累積贈与額に対する課税額」から「前年までの累積贈与額に対する課税額」を控除した額を納付</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生涯の税負担が資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的
<p>独・ 仏</p>	<p>死亡前の一定期間(独10、仏15年)の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税</p>  <p>○ に相続税を一体的に課税</p> <p>※ 死亡前に贈与があった年は、「その年までの10(15)年間の累積贈与額に対する課税額」から「前年までの9(14)年間の累積贈与額に対する課税額」を控除した額を納付</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一定の累積期間内では税負担は資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的
<p>日 本</p>	<p>相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、相続税とは別に高い税率の贈与税を暦年単位で課税</p> <p>暦年課税</p>  <p>○ に相続税を課税 〔死亡前3年以内の贈与を加算〕</p> <p>精算課税</p> <p>暦年毎の贈与税との選択制で、選択後の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税</p>  <p>○ に相続税を一体的に課税</p>	<p>【暦年課税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生前贈与と相続で適用税率に大きな差があることから、資産移転の時期に中立的ではない <p>【相続時精算課税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続時精算課税制度の枠内では、税負担が資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的

参 考 资 料

日本の現行制度(暦年贈与)

相続時精算課税との
選択制

- 相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、相続税とは別に高い税率の贈与税を暦年単位で課税
- 贈与
⇒ 暦年課税による受贈者課税(基礎控除110万円、超過累進課税)
- 遺産額+相続開始前3年以内の贈与
⇒ 相続税(基礎控除3,000万円+600万円×法定相続人数、法定相続分課税方式による超過累進課税)
⇒ 相続開始前3年以内の贈与について支払った贈与税は税額控除

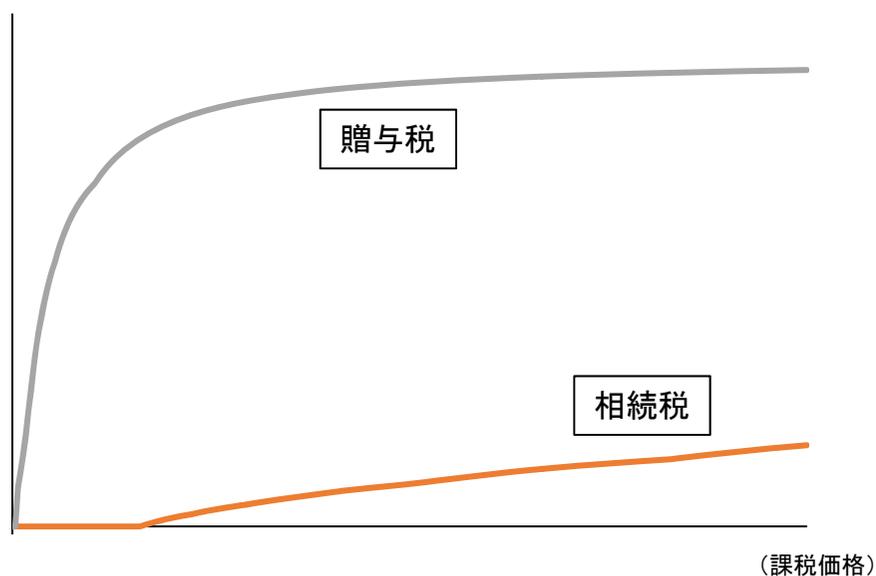


相続税と贈与税の関係

- 我が国の贈与税は、相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、相続税に比べて高い税負担水準が設定されてきた。
- 他方、アメリカ(遺産課税方式)、ドイツ、フランス(いずれも遺産取得課税方式)では、相続税と贈与税が一体化した累進課税型となっている。

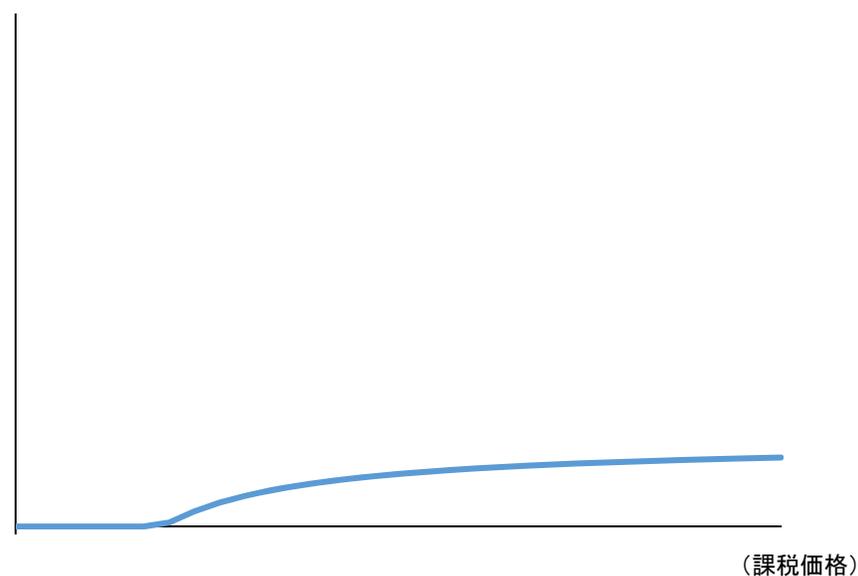
日本の相続税・贈与税

(負担割合)



(参考) アメリカ、ドイツ、フランス

(負担割合)



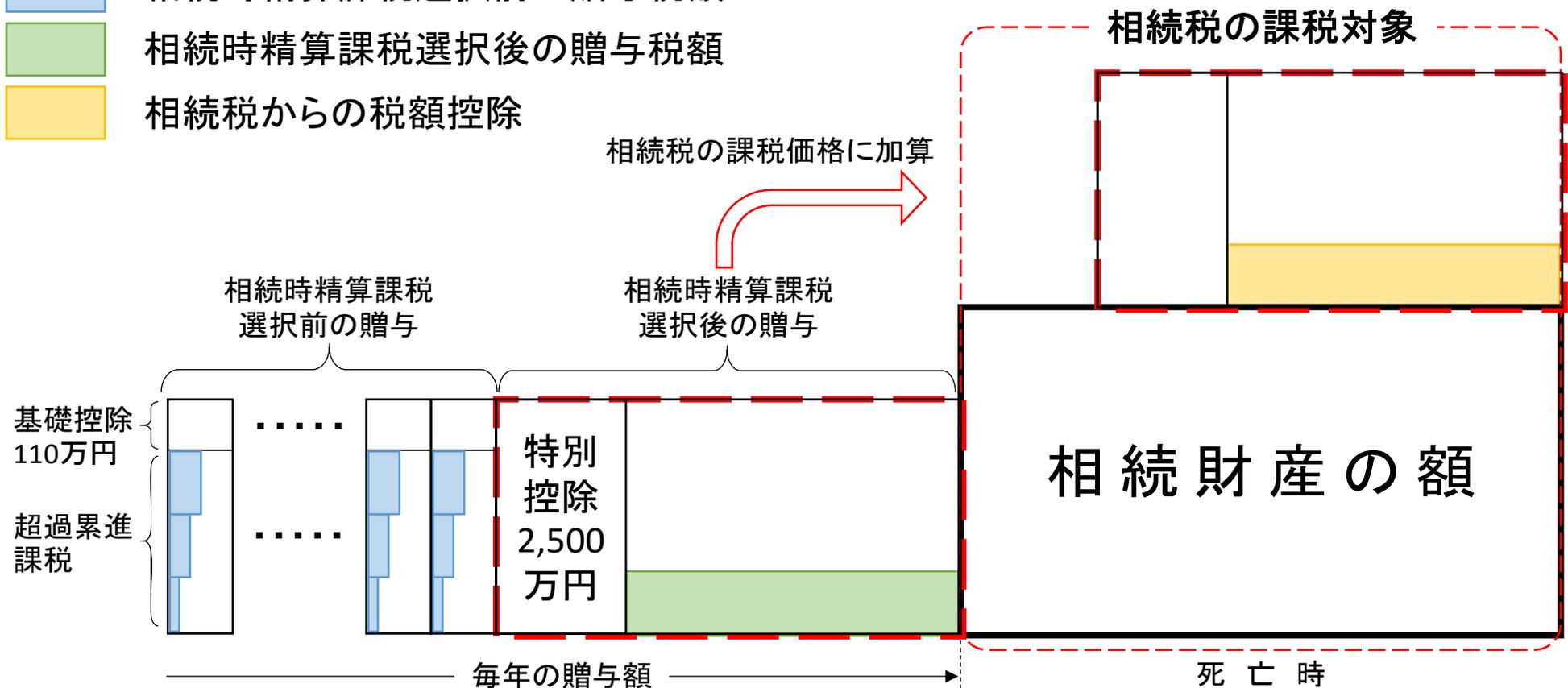
(注) 「負担割合」とは、納付税額／課税価格をいう。

日本の現行制度（相続時精算課税）

暦年贈与との
選択制

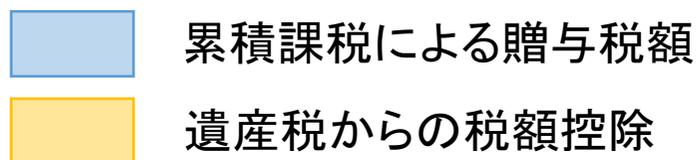
- 暦年ごとの贈与税との選択制で、選択後の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税
- 贈与（贈与者60歳以上、受贈者20歳以上）
⇒相続時精算課税の選択後は生涯累積による受贈者課税（特別控除2,500万円、税率20%）
- 遺産額＋相続時精算課税の選択後の生涯累積贈与
⇒相続税（基礎控除3,000万円＋600万円×法定相続人数、法定相続分課税方式による超過累進課税）

- 相続時精算課税選択前の贈与税額
- 相続時精算課税選択後の贈与税額
- 相続税からの税額控除



米国の現行制度

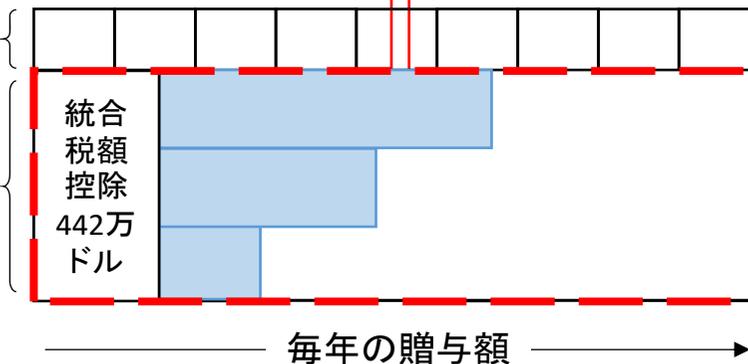
- 生涯に亙る累積贈与額と遺産額に対して、遺産税を一体的に課税
- 贈与 **【累積課税】**
⇒生涯累積による贈与者課税(年間控除1.5万ドル、統合税額控除442万ドル、超過累進課税)
- 遺産額+生涯累積贈与
⇒遺産税(統合税額控除442万ドル、遺産課税方式による超過累進課税)
⇒贈与に係る贈与税相当額(既に行った贈与に対し死亡時の税率表を適用)は税額控除
- 統合税額控除442万ドルは遺産税・贈与税共通 **【高額の統合税額控除】**
※贈与税に100万ドルの税額控除が充てられた場合、遺産税に充てられる税額控除は342万ドルとなる。



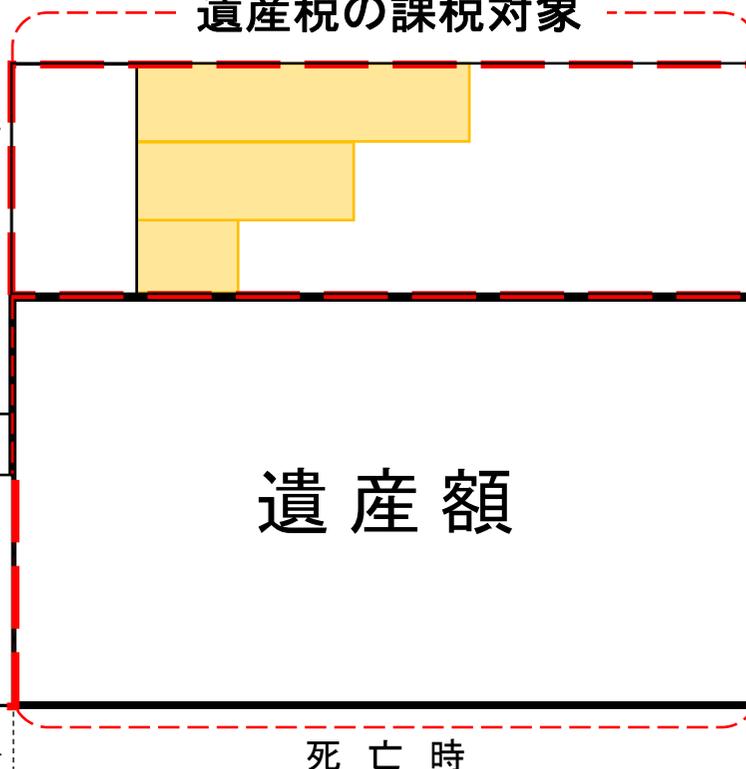
贈与があった年は、
「その年までの累積贈与額に対する課税額」から
「前年までの累積贈与額に対する課税額」を
控除した額を納付

年間控除
1.5万ドル等

累積課税
による超過
累進課税



遺産税の課税対象



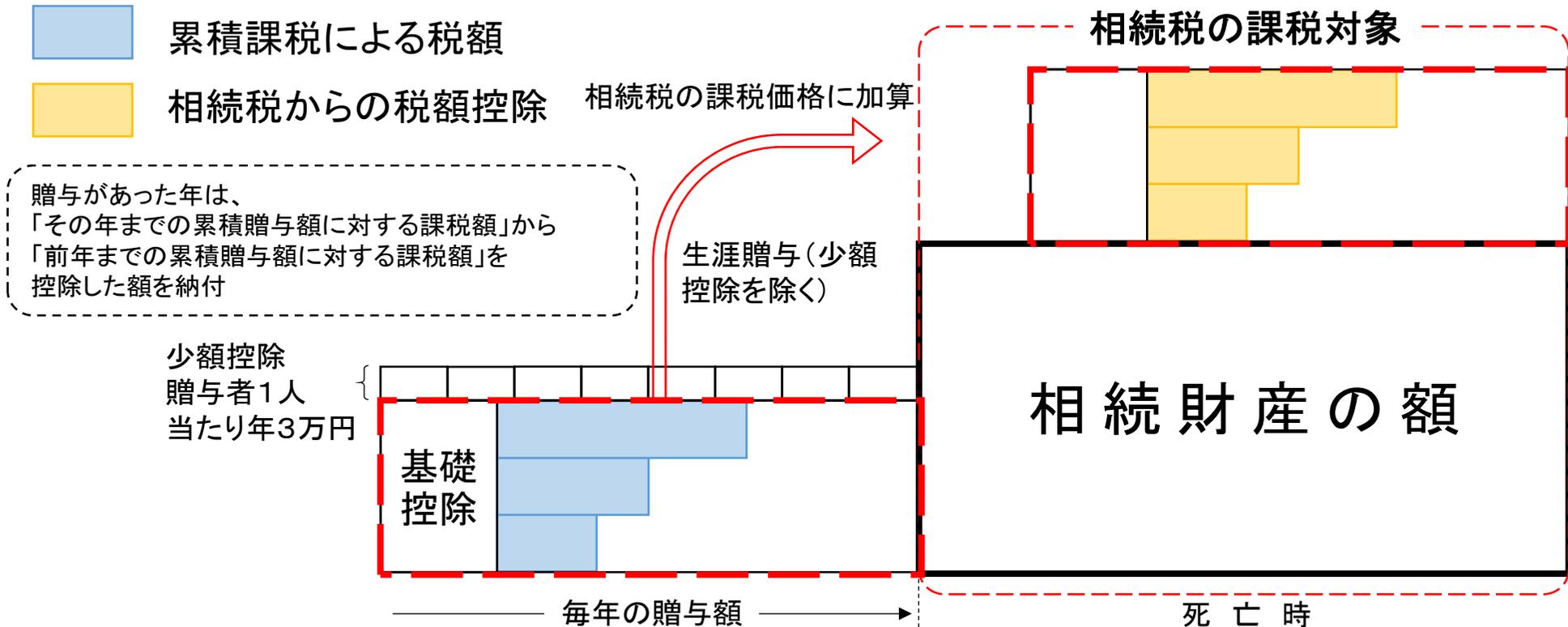
シャープ勧告に基づく制度

(S25~27)

- 生涯に亙る累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税
- 贈与 **【累積課税】**
 ⇒生涯累積による受贈者課税(少額控除3万円(年間、贈与者1人当たり)、
 基礎控除(一生を通じた合計)15万円、遺産取得課税方式による超過累進課税)
- 遺産額(※1) + 生涯累積贈与(少額控除を除く)
 ⇒相続税(基礎控除(一生を通じた合計)15万円、遺産取得課税方式による超過累進課税)

※1 遺産額にも少額控除を適用可能。

※2 その後、昭和27年度税制改正において基礎控除額の引上げ(15万円⇒30万円)等が行われている。



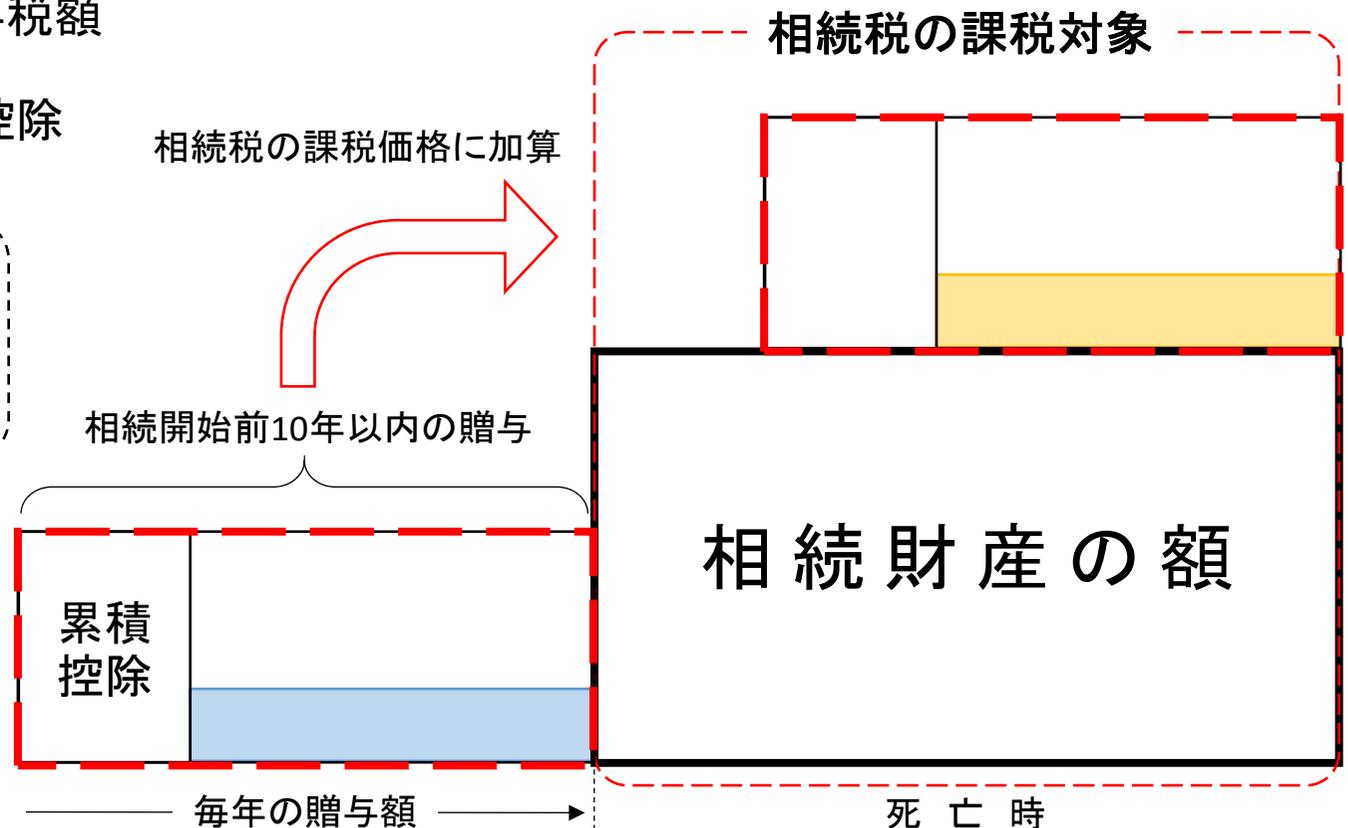
ドイツの現行制度

- 10年間の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税
- 贈与 **【累積課税】**
⇒10年累積による受贈者課税(累積控除は贈与者との関係性による、単純累進課税)
- 遺産額+相続開始前10年以内の贈与
⇒相続税(累積控除は被相続人との関係性による、遺産取得課税方式による単純累進課税)

■ 累積課税による贈与税額

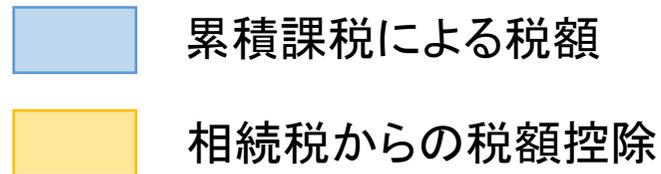
■ 相続税からの税額控除

贈与があった年は、
「その年までの10年間の累積贈与額に対する課税額」から
「前年までの9年間の累積贈与額に対する課税額」を控除した額を納付

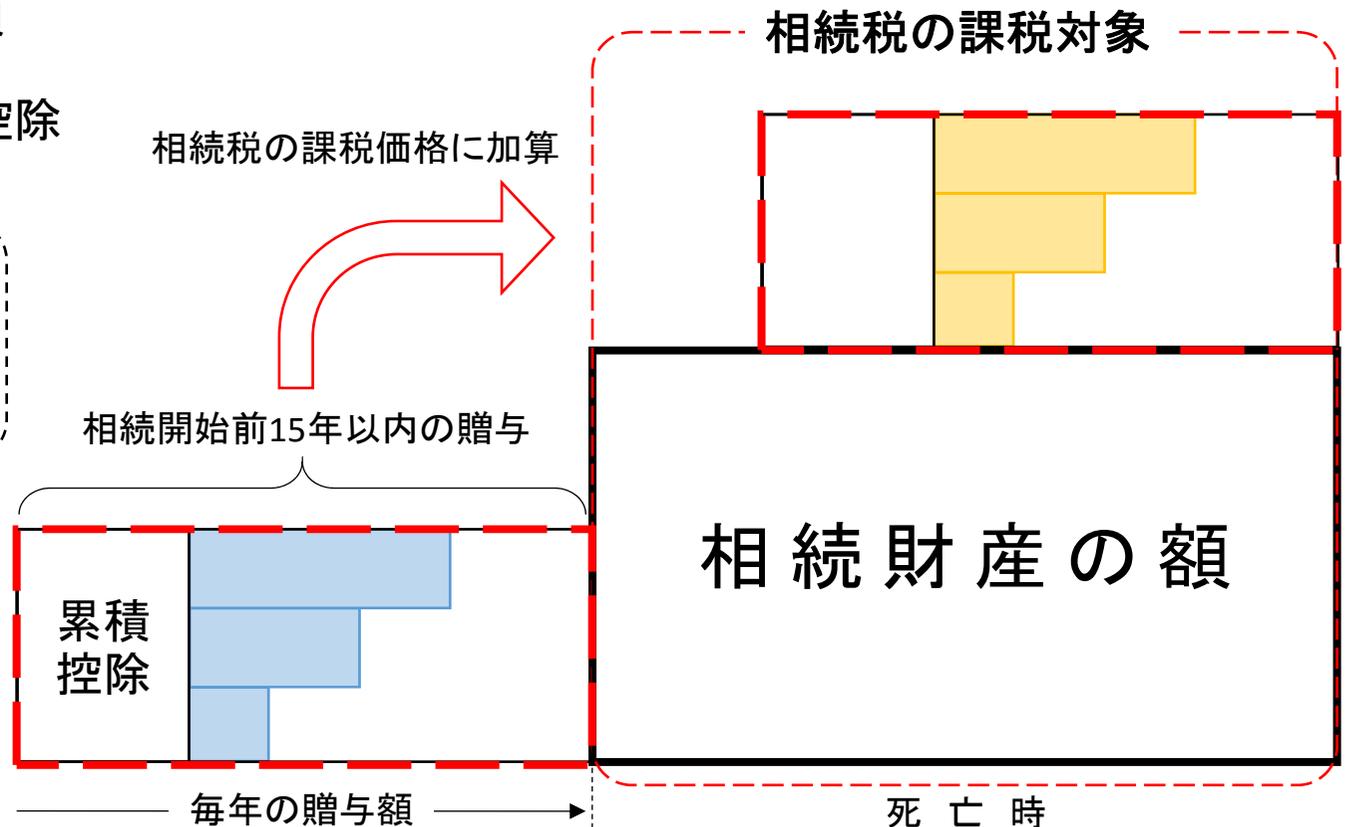


フランスの現行制度

- 15年間の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税
- 贈与 **【累積課税】**
⇒15年累積による受贈者課税(累積控除は贈与者との関係性による、超過累進課税)
- 遺産額+相続開始前15年以内の贈与
⇒相続税(累積控除は被相続人との関係性による、遺産取得課税方式による超過累進課税)



贈与があった年は、
「その年までの15年間の累積贈与額に対する課税額」から
「前年までの14年間の累積贈与額に対する課税額」を控除した額を納付



相続・贈与に関する課税方式の諸外国の比較

相続・贈与に関する税制

	相続・贈与に関する税制
日本	<ul style="list-style-type: none"> • 法定相続分課税方式を採用 <ul style="list-style-type: none"> ① 課税時にすべての相続人の相続(受贈)額を共有する必要 ② 相続人数の変動が他の相続人の課税額に変動を及ぼす • 贈与税については、相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、相続税に比べて高い税負担水準が設定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期が大幅に遅くなったため、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となった • このため、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>相続時精算課税制度の枠内では、生涯の税負担が資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的(ただし当該制度は選択制)</u> • 相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 独、仏と比較すると短い加算期間
米国 シャープ税制	<ul style="list-style-type: none"> • 米国は遺産課税方式、シャープ税制は遺産取得課税方式を採用 • 生涯に亙る累積贈与額と遺産(相続財産)の額に対して、遺産税(相続税)を一体的に課税(贈与と相続は一体化) • <u>生涯の税負担が資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 資産の移転時期を操作することによる累進回避ができない • ただし少額の年間控除が設けられている
独、仏	<ul style="list-style-type: none"> • 遺産取得課税方式を採用 • 一定(10又は15年)の累積期間内の贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税(贈与と相続は一体化) • 一定の<u>累積期間内では税負担は資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一定の累積期間内では資産の移転時期を操作することによる累進回避ができない